

淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸
『民法Ⅱ―物権（第4版）』（15947-1）補遺

2019年1月

2018（平成30）年7月6日「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）が成立し（同年7月13日公布）、同改正法は、一部の規定を除き、2019年7月1日から施行されることになった。同改正法は、「相続と登記」に関わる規律をも対象としており、本書では51頁から56頁に関係する。

同改正法の「相続と登記」に関わる主要な改正条文は、899条の2である。同規定は、「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条〈注一法定相続分の定め〉および第901条〈注一代襲相続人の相続分の定め〉の規定により算定した相続分を超える部分については登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」と規定している。本書51頁(1)以下で関係する項目に付加・修正あるいは注記をすると、次のとおりである。

■ 51頁(b)の本文

改正法899条の2は、法定相続分を超える部分について登記を第三者対抗要件としているから、法定相続分については登記なしに対抗できることになり、設例のCは、法定相続分については、登記なしに第三者Dに対抗できる（判例法理と結論は同じ）。

■ 54頁5行目以下を次のように変更する。

なお、特定の不動産を特定の相続人に「相続させる」遺言や、遺産分割の方法・相続分の指定による遺言によって法定相続分を超える相続分については、登記が必要とされる（判例法理の変更）。899条

の2は、遺産分割によるものかどうかにかかわらずと規定している。

■ 54 頁(c)本文に以下を続ける。

なお、Dが登記しないからといって、Cは遺産分割により法定相続分を超えて相続した分について、Dに登記なしに対抗できるわけではなく、899条の2により登記を必要とする。

■ 54 頁(d)

設例の場合、899条の2により、登記が必要とされる。結論は現行法理どおり。

■ 56 頁(e)

相続放棄の場合については改正されていない。現行法理どおり。

以上